第十三期決算公告

平成二十八年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨

単位・千円

資産の部

流動資産	一、七八八、一七五
固定資産	三五一、二二八
合計	二、一三九、四〇四

負債及び純資産の部

流動負債	一、五一九、三八三
固定負債	四、六〇七
株主資本	六一五、二五九
資本金	二四五、〇〇〇
資本剰余金	一四五、〇〇〇
資本準備金	一四五、〇〇〇
利益剰余金	二二五、二五九
利益準備金	一八、一四九
その他利益剰余金	二〇七、一一〇
（うち当期純損失）	（三九四、三六四）
評価・換算差額等	一五三
その他有価証券評価差額金	一五三
合計	二、一三九、四〇四

平成二十九年三月二十九日

東京都新宿区市谷本村町二番二一号

株式会社電通ｔｅｍｐｏ

代表取締役社長　田崎　由隆

第十七期決算公告

平成二十八年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨

単位・千円

資産の部

流動資産	二三三、七八六
固定資産	三六、〇九二
合計	二六九、八七八

負債及び純資産の部

流動負債	六一、七五二
株主資本	二〇八、一二六
資本金	八五、〇〇〇
資本剰余金	七五、〇〇〇
資本準備金	七五、〇〇〇
利益剰余金	四八、一二六
その他利益剰余金	四八、一二六
（うち当期純利益）	（二三、三〇〇）
合計	二六九、八七八

平成二十九年三月二十九日

東京都中央区築地一丁目九番五号

株式会社ワイヤーアクション

代表取締役社長　牧野　聡

第一期決算公告

平成二十八年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨

単位・千円

資産の部

流動資産	三八七、〇四三
固定資産	一二、三二二
合計	三九九、三六六

負債及び純資産の部

流動負債	一〇、一七八
株主資本	三八五、一八〇
資本金	二〇〇、〇〇〇
資本剰余金	二〇〇、〇〇〇
利益剰余金	△一四、八一九
その他利益剰余金	△一四、八一九
（うち当期純損失）	（一四、八一九）
合計	三九九、三六六

平成二十九年三月二十八日

東京都港区虎ノ門一丁目一六番八号

株式会社Ｄスポーツマーチャンダイジング

代表取締役社長　山田　徹

第八十期決算公告

平成二十八年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨

単位・千円

資産の部

流動資産	二九、九二九、七八六
固定資産	七、一一八、二七一
有形固定資産	五、四七七、三三二
無形固定資産	一九、三七二
投資その他の資産	一、六二一、五六六
合計	三七、〇四八、〇五七

負債及び純資産の部

流動負債	一六、四八一、五六五
固定負債	二、〇〇六、〇四五
株主資本	一八、五六〇、四四六
資本金	三〇一、〇〇〇
資本剰余金	二二八
利益剰余金	二二八
利益準備金	一八、二五九、二一七
その他利益剰余金	七六、〇〇〇
（うち当期純利益）	一八、一八三、二一七
合計	（九二四、六九三）
	三七、〇四八、〇五七

平成二十九年三月二十九日

大阪市中央区南船場一丁目一三番一〇号

井澤金属株式会社

配当公告

富山県射水市大江一三一三番地

破産者　信和産業株式会社

右の者に対する富山地方裁判所高岡支部平成二十三年（フ）第九四号破産手続開始事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般破産債権　金七九二、四六一、三六六円

一、配当することのできる金額

一般破産債権　金一一四、〇五五、九〇六円

（内、第一回配当留保分

金一六、二九一、七五三円）

平成二十九年三月二十九日

富山市西田地方町二丁目六番一〇号

破産管財人　山田　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県土浦市並木五丁目四一二七番地一六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　市川　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十九日

事務所茨城県つくば市二の宮三―八―三ヒガシビル二〇二つくばパーク法律事務所

相続財産管理人　弁護士　堀　賢介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市北区本郷町一四四四番地、最後の住所埼玉県さいたま市見沼区堀崎町四六四番地七　被相続人　亡　谷　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十九日

埼玉県川口市芝新町七―二二森ビル三階

相続財産管理人　吉村孝太郎

平成二十九年三月二十九日

大阪市中央区南船場一丁目一三番一〇号

井澤金属株式会社

配当公告

富山県射水市大江一三一三番地

破産者　信和産業株式会社

右の者に対する富山地方裁判所高岡支部平成二十三年（フ）第九四号破産手続開始事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般破産債権　金七九二、四六一、三六六円

一、配当することのできる金額

一般破産債権　金一一四、〇五五、九〇六円

（内、第一回配当留保分

金一六、二九一、七五三円）

平成二十九年三月二十九日

富山市西田地方町二丁目六番一〇号

破産管財人　山田　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県土浦市並木五丁目四一二七番地一六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　市川　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十九日

事務所茨城県つくば市二の宮三―八―三ヒガシビル二〇二つくばパーク法律事務所

相続財産管理人　弁護士　堀　賢介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市北区本郷町一四四四番地、最後の住所埼玉県さいたま市見沼区堀崎町四六四番地七　被相続人　亡　谷　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十九日

埼玉県川口市芝新町七―二二森ビル三階

相続財産管理人　吉村孝太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市新田五丁目一三番、最後の住所千葉県東金市松之郷一三三〇番地三、住民登録上の最後の住所千葉県山武市木原五〇九番地、不動産登記記録上の住所千葉市中央区中央四丁目一〇番一七号ヒミコマンション三〇三号　被相続人　亡　堀合　悟

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十九日

事務所千葉市中央区中央三丁目五番七号千葉中央ハイツ一〇〇四　鶴見法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鶴見　泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市保土ケ谷区岩崎町五番地、最後の住所横浜市保土ケ谷区岩崎町二番一四号　被相続人　亡　竹村　邦夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十九日

東京都港区六本木五丁目二番五号第一鳥勝ビル四階

相続財産管理人　弁護士　吉村　俊信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所岡山市津高九一九番地七　六〇五、登記記録上の住所大阪市都島区友渕町一丁目四番三―三〇八号

被相続人　亡　安田髙広こと　安　髙広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十九日

事務所岡山県倉敷市松島一一二九番地二トピアＭ三〇二弁護士法人岡山中庄架け橋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　呉　裕麻